

5. 群馬県建設工事適正化指導要綱

群馬県建設工事適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県が発注する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)における元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立及び下請契約に係る紛争相談等について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1)建設業者

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第1号の許可を受けて建設業を営む者をいう。

(2)受注者

群馬県と公共工事請負契約を締結する元請業者。

公共工事契約を執行するにあたり、下請契約の内容につき下請負人に対して社会保険の加入状況を聴取等して、社会保険未加入建設業者に対しては加入指導を行う。

(3)下請契約

受注者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の一部について締結される請負契約のほか、下請負人と他の下請負人との間で締結される請負契約をいう。

(4)施工体制台帳

当該建設工事の施工に係るすべての建設業者等の名称、施工範囲及び配置技術者の氏名等を記載した台帳をいい、その一部として、作業員名簿を作成する。

(5)下請負人

下請契約における請負人をいう。

(6)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険並びに労働災害補償保険をいう。

(7)社会保険未加入建設業者

健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の届出の義務、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の届出、及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく届出の義務を履行していない建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。

(公共工事の下請契約)

第3条 契約担当者は、受注者が下請契約を締結しようとするときは建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いるように指導すること。また、下請契約にあたって、受注者は必要に応じ下請契約書を確認し、当該契約の法定福利費の取扱い及び社会保険の加入状況等について聴取等し、必要な指導を行う義務を負う。

(施工体制の把握)

第4条 契約担当者は、受注者から現地における工事着手までに施工状況報告書(様式第1号)を提出させること。

なお、群馬電子納品システム対象工事にあつては、電子納品システムにより提出させること。

2 契約担当者は、前項に規定する施工状況報告において下請契約の締結を確認したときは、作業員名簿(様式第2号)を含む施工体制台帳(様式第3号)の写し及び施工体系図(様式第4号)の写しを提出させること。

なお、ぐんま電子納品システム対象工事は、電子納品システムにより提出させ、確認すること。

3 契約担当者は、前項に規定する書類により下請負人が社会保険未加入建設業者であることを確認したときは、是正指導を行うこと。

4 契約担当者は、前項において確認した社会保険未加入建設業者について県内業者又は県外業者に関わりなく、社会保険未加入建設業者に係る通報書(様式第5号)により前項において社会保険未加入建設業者であることを確認した日の翌月15日までに建設企画課建設業対策室に通報すること。

5 契約担当者は、下請負人が再下請契約を締結したことを確認したときは、受注者から再下請負通知書(様式第6号)の写しを提出させること。

6 契約担当者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、受注者から速やかに下請施工状況変更届(様式第7号)を提出させること。

- (1)新たに下請契約を締結したとき
- (2)下請契約を解除したとき
- (3)請負代金額を変更したとき
- (4)既に提出されている書類に変更が生じたとき

(施工段階における指導)

第5条 契約担当者は、前条に規定する書類の確認により次に掲げる各号のいずれかに該当するときは受注者に対し是正を指導すること。

- (1)工事の内容及び現場の状況等が提出書類の内容と相違しているとき
- (2)下請契約の内容が不適切と判断されるとき
- (3)技術者の配置状況等が不適切と判断されるとき
- (4)前条に規定する書類が整備されていないとき

(指導に従わないときの措置)

第6条 契約担当者は、受注者が第4条第3項における是正指導又は前条に規定する指導に従わないときは、指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書の徴求にあたって考慮すること。

(下請問題相談所)

第7条 契約担当者は、下請問題に係る相談を処理するため、「下請問題相談所」を設置すること。

2 下請問題相談所長は、群馬県が発注する公共工事に関し、その下請契約に係る紛争相

談を処理する。

3 下請問題相談所は、別表の部局に置くものとする。

附則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 下請代金支払の適正化対策実施要綱(昭和53年4月27日制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月30日から施行し、平成24年11月1日以降に締結された建設工事の請負契約から適用する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、平成27年1月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う公共工事から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う公共工事に係る契約から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表

相談所 部 局	設置場所	次 長
総 務 部	財産有効活用課	財産有効活用課次長
環境森林部	林政課 森林保全課 自然環境課 環境森林事務所 森林事務所	林政課次長 森林保全課次長 自然環境課次長 環境森林事務所次長 森林事務所次長
農 政 部	農業事務所農村整備課	農業事務所農村整備課次長
県土整備部	土木事務所	土木事務所次長
企 業 局	経営戦略課	経営戦略課次長
教育委員会	管理課	管理課次長
警 察 本 部	会計課	会計課次長

様式第1号

施工状況報告書

〇〇 年 月 日

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

般
許可番号 (一) 第 号
特

1 工 事 名

2 工 期 〇〇 年 月 日 ～ 〇〇 年 月 日

3 請負代金額 円

4 現場配置技術者の種類 (特例) 監理技術者・主任技術者

上記建設工事の施工にあたっては、

①全て受注者が施工し、他の建設業を営む者に請け負わせる(労務提供契約等を含む)ことは一切いたしません。

②別添施工体制台帳写(部)のとおり業者を選定し、合計 円 (うち法定福利費 円) を下請に付しましたので、報告します。

(注)4. 及び①、②については、不要のものを二本線で消すこと。

作 業 員 名 簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな	職 種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年 齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID				雇用保険						
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
											年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現

…現場代理人
- 作

…作業主任者（(注) 2.）
- 女

…女性作業員
- 未

…18歳未満の作業員
- 主

…主任技術者
- 職

…職 長
- 安

…安全衛生責任者
- 能

…能力向上教育
- 再

…危険有害業務・再発防止教育
- 留

…外国人技能実習生
- 就

…外国人建設就労者
- 1特

…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名]
事業者 I D
[事業所名]
現場 I D

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号			許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容					
発注者名 及び 住 所					
工 期	自 至	年 月 日	年 月 日	契約日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		元請契約								
		下請契約								

発注者の 監督員名		権 限 及 び 意見申出方法	
--------------	--	-------------------	--

監督員名		権 限 及 び 意見申出方法	
代理人名		権 限 及 び 意見申出方法	
監理技術者・ 主任技術者名	専 任 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

- （記入要領）
- この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書（様式第6号）を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。発注者及び下請負人との契約書面の写しを添付する。
 - 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - （特例）監理技術者・主任技術者、の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐欄も記入すること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（監理技術者・主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
 - 監理技術者・主任技術者および専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し（従業員証、健康保険証など）

《下請負人に関する事項》

会 社 名 事業者 I D			代表者名		
住 所 電話番号	〒 (T E L)				
工事名称 及 工事内容					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日
契約金額 確認日 (. .)	円 (税込み) 円		【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ☐ 法定福利費相当額が契約書又は契約内訳に明示されている。		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称			健康保険			厚生年金保険		

現 場 代 理 人 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		※専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
--------------------------	-----	-------------------------	-----

- 6 出入国及び難民認定法別表第1の2の表の一号特定技能外国人、外国人技能実習の在留資格を決定された者が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 7 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む) は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号 (健康保険組合にあっては組合名) を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] いずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記載する。)

①経験年数による場合	②資格等による場合	4) 電気工事士法「電気工事士試験」
1) 大学卒 [指定学科] (短大・高専卒業者を含む。) 3年以上の実務経験	1) 建設業法「技術検定」	5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験	2) 建築士法「建築士試験」	6) 消防法「消防設備士試験」
3) その他 10年以上の実務経験	3) 技術士法「技術士試験」	7) 職業能力開発促進法「技能検定」

様式第4号

施工体系図

発注者名	
工事名称	

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

元方安全衛生管理者	
書	記

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自 年 月 日	至 年 月 日
----	---------	---------

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

様式5

■■年〇〇月判明分社会保険未加入建設業者に係る通報書

通報日 × × 年 月 日

発注所属名 _____

許可行政庁	許可番号	商号又は名称	代表者名	加入状況			備考
				健康	年金	雇用	

※代表者名欄は代表取締役名又は個人事業主名を記載する。

※加入状況の欄は、加入の場合は1、未加入の場合は2、適用除外の場合は3を記載する。

※加入状況に2が記載されていない場合は通報は不要。

再下請負通知書（変更届）

直 近 上 位 の
注 文 者 名

【報告下請負業者】
〒

現場代理人名
（ 所 長 名 ） 殿

住所

TEL ー ー
FAX ー ー

元請名称 事業者 I D	
-----------------	--

会 社 名
事業者 I D

《自社に関する事項》

代 表 者 名

工事名称 及 び 工事内容				
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	
契約金額 確認日 (. .)	円 (税込み) 円 内法定福利費	【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ☐ 法定福利費相当額が契約書又は契約内訳に明示されている。		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理 記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険

監 督 員 名	
権限及び 意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

- （記入要領）
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 - 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、〈注文書・請書等〉 ②請負契約約款
 - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
 - この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名 事業者 I D			代表者名		
住所 電話番号	〒 (TEL)				
工事名称 及び 工事内容					
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		契 約 日	平成 年 月 日	
契約金額 確認日 (. .)	内法定福利費 円 (税込み) 円		【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ☐ 法定福利費相当額が契約書又は契約内訳に明示されている。		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可 (更新) 年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		※専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険			雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				

一号特定技能外国人の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
--------------------------	-----	-------------------------	-----

- 5 出国及び難民認定法別表第1の2の表の一号特定技能外国人、外国人技能実習の在留資格を決定された者が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 6 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 1 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）

①経験年数による場合

②資格等による場合

4 電気工事士法「電気工事士試験」

1) 大学卒〔指定学科〕（短大・高専卒業を含む。） 3年以上の実務経験

1) 建設業法「技術検定」

5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験

2) 建築士法「建築士試験」

6) 消防法「消防設備士試験」

3) その他 10年以上の実務経験

3) 技術士法「技術士試験」

7) 職業能力開発促進法「技能検定」

(様式第7号)

下請施工状況変更届

様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

1 工 事 名 _____

2 工 期 ○○ 年 月 日～○○ 年 月 日

3 請負代金額 金 _____ 円（うち法定福利費額金 _____ 円）

上記建設工事に関し、○○ 年 月 日付けで報告した事項について、下記のとおり変更したので届出をします。

記

変更事項